

第4章

泉南市の地域福祉の展開

1	基本目標1	地域社会でのつながりをつくるために	59
2	基本目標2	住民主体の地域福祉活動を進めるために . .	63
3	基本目標3	必要な人に適切に支援が届く 仕組みをつくるために	71
4	基本目標4	安心して快適に暮らせる 環境をつくるために	81

基本目標1 地域社会でのつながりをつくるために

(1) 共に生きる意識を高める

個人で生き方を模索する時代を迎え、市民だれもがお互いの人権や権利、価値観を認めあい、尊重しあう心を持つことが必要となっています。

また、性、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、すべての人が対等な構成員として参画する社会の形成が求められています。

一方、部落差別をはじめ、子どもや障害のある人、高齢者に対する虐待や女性に対する暴力、インターネットを悪用した人権侵害など、依然として様々な人権課題が存在します。

このような人権課題を解決し、お互いが尊重しあい、支えあう社会を築いていくためには、まず、日々の暮らしの中に人権を尊重する考えが根つき、習慣として定着し行動できる「人権文化」を築いていく必要があります。

そのため、家庭、学校、職場、地域など様々な場や機会を通して、人権教育や人権啓発を進めていきます。

■行政の主要な取り組み

- 1 市民の人権意識や平和への意識を高めるため、啓発活動の充実を図ります。
 - 人権週間「市民の集い」等イベントの開催
 - 非核平和の集いの開催
 - 人権啓発冊子等の発行
 - 広報せんなんによる様々な人権課題の啓発
 - 人権協会の活動支援
 - 市民参画型の啓発活動の推進
- 2 子どもから高齢者までを対象に人権教育を進めるため、様々な機会や場の充実を図ります。
 - 「ヒューマンライツセミナー」等人権関連講座の開催
 - 保育所や学校等における人権教育の推進
 - 事業所における人権研修の推進
 - 行政職員、教職員に対する人権研修の推進
 - 地域団体やボランティア等に対する人権教育の推進
 - 医療・福祉関係者に対する人権教育の推進
 - 市民参画型の人権教育の推進
- 3 様々な人権課題について、市民や地域団体等に対する理解啓発の充実を図ります。
 - 障害のある人や認知症高齢者に対する理解を深めるための啓発・教育の推進
 - 児童虐待や高齢者虐待、女性に対する暴力などの人権侵害に関する理解を深めるための啓発・教育の推進

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- プライバシーの侵害には、お互いに十分気をつけましょう。
- 人権課題には、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、外国人、障害のある人、エイズや感染症等患者、犯罪被害者、アイヌの人や性的マイノリティーなど様々なものがあることを理解し、認識を深めましょう。
- サービス提供事業者やボランティア、福祉関係団体は、積極的に人権学習に取り組みましょう。
- 企業等は、人権問題に関心を持ち、従業員に対する教育・啓発を実施しましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

人権尊重のための啓発活動が必要。

福祉施設に勤務する職員に仕事への意識を指導すること。人間味のある対応を希望する。

市役所に高齢者や障害者が訪れた時、受付係やその他の役所関係者はもう少し気配りしてほしい。

知的障害者や精神障害者への理解を深めてもらうための施策の充実。

知的障害者のグループホームへの偏見がある。賃貸住宅をなかなか借りられない。地域差もある。

障害のある子どもをもっています。いろいろ悩みがありましたが、なんとか明るく暮らしております。そういう体験談を、障害児をおもちの若いお母さんに、自分の書いた文とか意見とか発表できたらと思います。

(2) 多様な交流を進める

都市化や核家族化の進行に伴い、地域コミュニティの希薄化が言われています。

そんな中で、子育てに悩みや不安を抱えたまま地域で孤立する世帯、高齢者のひきこもりなどもみられます。

また、子どもも地域で異年齢で遊んだり、地域の高齢者やおとなと接する機会が少なく、社会性が育ちにくいことなどが指摘されています。

最近では、連れ去り等の犯罪から子どもを守るため、地域での防犯パトロールなども行われていますが、防犯パトロール隊以外の人に対する警戒心も強く、日常的なあいさつやふれあいの中で、顔の見える関係を築き、地域全体で犯罪の抑止力を高めたり、高齢者や障害のある人を見守ったり、お互いの必要な情報を共有できるようにしていくことが、身近な様々な生活課題の解決につながっていくといえます。

そのため、地域であいさつ運動を進めるとともに、区・自治会での交流行事や事業の活性化の支援、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動、民間福祉施設と地域との交流など、子どもから高齢者、障害のある人、外国人など様々な人が参加できる機会の充実を図ります。

■主要な取り組み

- 1 地域で顔の見える関係を築くため、あいさつ運動を促進するとともに、子どもと高齢者、青年層と高齢者など、地域でお互いを知りあえるように、世代間交流等様々なふれ愛交流の機会づくりを促進します。
 - コミュニティ活動の支援
 - 泉南市区長連絡協議会等各種団体の活動支援
 - 地区福祉委員会活動の支援
 - 民間福祉施設の地域住民との交流（地域交流会、フェスタしんだちのワァ！）
 - 老人クラブ活動の促進
 - 老人集会場の活用促進
- 2 地域の中で、世代を超えて交流する機会が増えるように、生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。
 - 公民館講座や公民館まつりの開催
 - 文化ホールや図書館の企画運営、休日等の開館
 - 泉南市立青少年の森、青少年センター等の運営
 - 体育館施設の貸し出しや学校プールの一般開放
 - 社会体育、障害者スポーツの推進
- 3 地域団体や関係機関との連携により、様々な交流を促進します。
 - 子ども関係機関連絡会議「障害児支援部会」の活動促進
 - 中学校区地域教育協議会「すこやかネット」の活動促進

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- 顔の見える関係を築いていくため、まず、あいさつ運動から始めましょう。
- 区・自治会をはじめ各種団体は、世代間交流や障害のある人との交流等住民同士の様々な交流の機会を工夫し、つくりましょう。
- 地域の公民館や老人集会所などを交流の場として活用できるように、管理や運営方法について、地域のみんなで話しあいましょう。
- 地域住民は、地域の取り組みに積極的に参加しましょう。
- 社会福祉施設等は、地域住民との交流機会を積極的につくるなど、地域に開かれた施設となるように努めましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

お年寄り和小中学生の交流をもっともっと増やすべきだと思う。

子どもの福祉意識、人との関わり方を学ぶために、学校の空き教室の利用をと思います。高齢者の利用できるサロン、子どもたちも休み時間、福祉時間などができれば高齢障害者とも交流できるのでは。

街中でお年寄りが一人でぼんやりと道端に座っているのをよく見かけます。地域の集会所がいつも開いていたら話し相手も集まり、夏は涼しく冬は暖かく過ごせるのになあと思うことがよくあります。

高齢者が参加できる学習会、サークル活動等が他市に比べて少ない気がする。独居の方々と友人関係が築けるもの、高齢者でも参加したいと思うサークルなどを紹介、PRしてほしい。なければ作ってほしい。

各学校であいさつ運動をもっと広げる

地域の多くの人が学校に入って活躍できる場をつくる。

放課後の運動場の利用をスポーツを通し活用する。

各地区の公民館を気軽に使えるようにする。

障害のある子どもたちが安心して集える場を。

障害者施設や高齢者施設等との交流や、その施設において何らかのイベント的なものを開催する。

基本目標2 住民主体の地域福祉活動を進めるために

(1) 市政への関心を高め、参画を進める

地域の中で共に生き、共に支えあう地域福祉を行政と一体となって進めるためには、高齢者や障害のある人、子ども、外国人など支援を必要とする立場にある人のみならず、ボランティアや地域団体、事業者等様々な地域を構成する人が、地域や市全体でどのような生活課題があり、どのように対応していけばよいのかなど、常に関心をもつことが必要です。

また、市民だれもが地域の問題や市の取り組みなどについて、意見や提案を述べる機会があり、行政計画の策定についても、意見や提案、評価をできる機会が開かれていることも必要です。

■主要な取り組み

- 1 市民が市政に対する関心を高めることができるよう、市政に関する情報提供の充実を図ります。
 - 「広報せんなん」の発行等広報活動の充実
 - 情報の公開
 - ケーブルテレビ地域情報番組の作成
 - 報道機関の活用
- 2 市民の市政に対する意見や提案を聴いたりする機会など、市政への市民の参画の促進を図ります。
 - 委員会組織への市民参画の促進
 - 女性の委員登用率の向上
 - 計画策定過程における市民参画の促進・・・公募や障害のある人など当事者の意見や提案を聴く機会の提供、パブリックコメント等
 - 施設や公園等の新設・改良に際して、障害のある人や子どもなど当事者の意見や提案を聴く機会の提供
 - 中学校区地域教育協議会「すこやかネット」の活動支援
 - せんなん伝市メール講座の実施
 - 市民提案制度の実施

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- 市政に対する関心を高め、パブリックコメント等に対して積極的に意見や提案を出すようにしましょう。
- 委員会等公募の機会には積極的に参加するようにしましょう。
- 市民は、広報や社会福祉協議会だよりなどに目を通し、市政や福祉に対して関心を持ちましょう。

○市民は、地域に高齢者や障害のある人、子どもが何人くらい住んでいるのかなどを知るようにし、お互いにあいさつや声かけをし、顔の見える関係をつくるようにしましょう。

(2) NPO・ボランティア活動を進める

住民アンケートから、20歳代や30歳代の青年層でも「安否確認の声かけ」や「話し相手」ができると答えた人が半数を上回っています。

しかし、一方でボランティア団体調査では、若い人の入会が少ない（ない）ことや会員の確保がむずかしく困っている団体が4～5割程度みられます。

また、ボランティア活動については、どこで行っているのか、内容などがわからないという声や、運転免許がなく、雨の日や遠方での活動に参加できなくて断念する人もいるなど、参加・継続できる環境づくりも課題です。

住民アンケートでは、NPOやボランティア活動への参加意向率はいずれも1割程度で、現在活動中の率を大きく上回っています。また、ボランティア団体・個人の調査では、NPOの法人資格を取得することに関心をもつ団体もみられ、こうした意向を実践につなげる環境整備やNPO法人資格取得の支援等が必要です。

そのため、小さい頃から思いやりの気持ちを持ち、できることをする意識、行動力を身につけることができるよう、福祉教育を進めます。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を始めるきっかけづくりやボランティア講座、ボランティアの需給調整、ボランティア同士の交流等ボランティア活動の促進を図るとともに、NPO活動の支援に努めます。

■主要な取り組み

- 1 子どもの頃から思いやりの気持ちを持ち、できることをする意識や行動力を身につけることができるよう、福祉教育を推進します。
 - 小・中学校における総合的学習活動の推進
 - 福祉教育協力校事業の推進
 - 家庭教育学級の推進
 - 福祉意識を高めるための広報・啓発活動の推進
- 2 ボランティア活動の促進
 - 認知症高齢者の在宅介護家庭に対するやすらぎ支援員の派遣や高齢者の引き

こもり対策の推進

- ABC委員会の活動支援
- 社会福祉協議会におけるボランティアセンターの運営促進
 - ①ボランティア活動の育成
 - ②人材の登録
 - ③活動の調整
 - ④情報の提供
 - ⑤その他活動支援

3 市内のNPO団体の把握に努めるとともに、社会福祉協議会と連携しNPO活動の育成・支援に努めます。

- 社会福祉協議会との連携によるNPO活動の支援についての検討

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- 市民は、ボランティア活動に関心を持ち。自分でできることは何かを考えたり、家族や友人などとも話しあいましょう。
- ボランティア団体は、お互いの活動に関心を持ち、必要に応じて連携して取り組んだり、情報交換を行うようにしましょう。
- 高齢者や障害のある人、介護をしている人、子育て中の人など、様々な悩みや不安をもつ当事者が自ら参加し、支援する側の理解を深めることができるよう、課題解決に向けて一緒に取り組みましょう。
- 青少年や団塊の世代の男性なども参加できるような機会づくりを進めましょう。
- 介護保険施設や障害者福祉施設などは、地域に開かれた施設として地域住民との交流機会やボランティアの体験機会の提供などに協力しましょう。
- 社会福祉協議会は、市行政と連携し、ニーズに対応したボランティア講座の開催や活動の場の提供等ボランティア活動の活性化・支援の充実を図りましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

福祉の心や態度というものは、今日にして今日でき得るものではない。幼少教育、学校教育、家庭教育を含めた長期的な働きかけが実を結ぶものである。環境整備や地域整備をまず行っていかないと、前進あるものではないと思う。

NPO活動をしているようですが、いつ活動していて、どのような活動なのか？情報がはっきりしていない。他の市では、緑・自然・環境の講習会などで勉強会を開いて活動しています、市民と協力して。

ボランティアなどに参加したいと思うけど、具体的にどこで行っているのか、内容などがよく分からない。今後、機会があればボランティアに参加したいと思っています。

ボランティアは金銭を目的としたら絶対だめだと思う。また、本人のことを考えていくべきで、弱い人の立場になって考えてあげなければいけないと思う。何がその人にとって快適で安心できるのか、押し付けはいけないと思う。無理なく気軽に参加できる活動にしていきたいと自分自身は思う。

老人会を通してボランティアを募集する。

地域のボランティアを募集する。

(3) 身近な地域での福祉活動を進める

都市化や核家族化、少子高齢化の進行ともあいまってコミュニティの希薄化が進んでいますが、子育てに不安や悩みを抱えたまま、地域の中で孤立化したり、子育てに関する情報が得られにくい状況もあります。

また、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ等の高齢者世帯、障害のある人のいる世帯など、地域では支援を必要とする人も増加しています。

さらに、福祉サービスを使うほどには心身機能が低下しているわけではないものの、草むしりや蛍光灯の取替えなど日常生活を送る上でちょっとしたことを頼みたいというようなニーズもあります。

本市では、市内9地区で福祉委員会が設置され、小地域ネットワーク活動や地域福祉活動を展開していますが、福祉委員の高齢化や男性委員が少ない、役員のなり手が少ない、各種団体の参加を得ているところではもともとの所属団体の活動が忙しく、地区福祉委員会活動に参加できにくいなどの問題があります。

そのため、社会福祉協議会と連携し、地区福祉委員会活動をPRするとともに、担い手の育成や地域の実情にあった活動の展開を促進します。

■主要な取り組み

- 1 身近な地域での見守りや支えあいを進めるため、小地域ネットワーク活動や地区福祉委員会活動を促進します。
 - 社会福祉協議会における小地域ネットワーク活動、地域福祉活動の促進
 - ①地区福祉委員会活動の広報
 - ②地域の課題やニーズの把握等地域の実情にあった活動を展開するための地域懇談会の開催
 - ③地区福祉委員会活動の充実
 - ④各種団体以外の一般住民による担い手の育成
- 2 地域の様々な福祉課題を解決するため、関係機関や関係各課との連携を強化します。
 - 福祉の専門機関や市の関係各課との情報交換・共有による課題解決の取り組みの推進
- 3 小地域ネットワーク活動や地区福祉委員会活動などを促進するため、地域福祉活動拠点となる施設の開館時間等運営の充実を図ります。
 - 地域福祉活動を推進するための活動拠点となる既存公共施設について、開館時間の延長等利用しやすい運営の推進
 - 老人集会所等地域の施設の活用の促進

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- 地域社会を構成する最も身近な区・自治会等活動に積極的に参加しましょう。
- 地域では地域住民同士の自主的な福祉活動を広げる気運をつくりましょう。
- 近隣住民が、ひとり暮らしなどの高齢者世帯や子どもたちに声かけなどを行い、顔の見えるつながりのある見守り体制づくりを進めましょう。
- 区・自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会、地域のボランティア、NPO等が協力して取り組むようにしましょう。
- 区・自治会や老人クラブ等地域団体においては、役員や代表者だけではなく、地域住民に広く参加を促しましょう。
- 区・自治会や老人クラブ等地域団体においては、地域における組織間で連絡会を開催するなど、連携に努めましょう。
- 障害のある人や高齢者、あるいはこれらの人を介助・介護している人、子育て中の人など様々な悩みや不安をもつ当事者自身が参画し、地域の中で一緒に課題解決に向けて取り組みましょう。
- 障害のある人や高齢者など、どのようなことで困っているのか、どのような支援が必要かなど、支援する側が理解を深められるように、地域で話をしましょう。
- 社会福祉協議会は、地域に暮らす様々な人々が集まり、地域の問題や生活課題などを語りあえる活動を支援しましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

各福祉の活動は活発だけど、横のつながりやコミュニケーションがうまく行ってないように思うし、それぞれの活動が住んでいる人たちに伝わっていないと思う。

地域のいろいろな活動状況がなかなか見えてこない。

社協・民生とか役員だけではなく、一般に福祉活動や地域活動を広めていく方法がないか。見守りとかパトロールなど、身近なことに住民がもっとボランティアに参加してもらえないか。

自分の住む地域の美化活動を子どもから高齢者まで、自分たちのできることをする（清掃、草刈りなど）。

各団体との連携強化。

福祉は市の行政だけではないと思う。もっと広く市民の参加を求めるべき。

地域福祉に協力できる体制をもう少し分かるようにしてほしいです。

なんでも市に頼めればとの考えは間違いで、市民同士での助けあいの輪が自然な形で出来ることが望ましいと思います。現在の世情はプライバシーをやかましく、時には裁判にかけるぐらいになったため、昔の隣組のような近隣の親しい人が出来難い時代になった。もっともっと地域の人が輪になり助けあえるような形が出来ることが望ましいと思う。

自分の老後のことを考えると地域の助けなしでは困難なことも多々あると思う。だから、今協力できることは協力していかなければならないと強く思う。ただ、その一方で自分のことに責任を持つことも必要だと思う。将来を見通し、今できることを自分のために準備することも忘れてはならないと思う。すべての人が自分に出来る範囲のことは自分ですという意識を持ちつつ、足りない部分を補い、助けあうという気持ちであってはじめて地域福祉の取り組みが機能すると思う。他人任せだけではだめだと思う。

子育てサロンや育児サークルの充実。

(4) 地域福祉の担い手を育成する

現在のボランティア活動や小地域ネットワーク活動等の取り組みは、中高年の女性が中心です。

地域団体やボランティア団体、地区福祉委員会などでは、活動の担い手や役員のなり手がいないなどの声があり、若者や男性をはじめ幅広い年齢層の参加が求められています。

また、団塊の世代などの定年後の男性のマンパワーを生かすことも必要です。

これまで、小地域ネットワーク活動や地域福祉活動は、高齢者や子どもに対する支援、交流が多く、障害のある人に対する支援、交流などは少ないのが実情です。

障害のある人に対する支援をしたいが、接し方などどうしたらよいかわからないというような声もあります。

そのため、地域で身近な福祉活動を行うボランティアリーダーや実践者の育成を行うため、社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体、各種団体、当事者団体等と連携し、研修会等を開催し支援します。

■主要な取り組み

- 1 地域福祉活動を推進するリーダーとして、各種団体の育成・支援を図ります。
 - 泉南市民生児童委員協議会の育成・支援
 - 泉南市生活改善推進協議会の育成・支援
 - 泉南市区長連絡協議会の育成・支援
 - 老人クラブの社会活動の育成・支援
- 2 ボランティア団体や地区福祉委員会活動に参加が少ない青年層や中高年の男性等が、地域福祉の担い手として活動できるように、研修の充実を図ります。
 - 青少年リーダーの育成
 - 団塊の世代に対する地域活動研修の推進

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

○市民は、様々な人権教育や福祉教育、ボランティア講座などの学習機会に積極的に参加しましょう。

○青年層や団塊の世代の男性などは、地域の活動に疎遠になりがちですが、地域に関心を持ち、地域でできることがないか考え、地域の福祉活動やボランティア活動に参画しましょう。

○区・自治会やボランティア等は、地域での様々な福祉課題を解決するため、地域懇談会や研修会を開催しましょう。

○区・自治会活動や地域行事に、青少年の企画・運営への参画を進めましょう。

○社会福祉協議会は、市行政と連携しボランティアのきっかけづくりの機会提供や講座の開催、ボランティアコーディネーターや地域福祉リーダーの発掘・育成などの

充実に努めましょう。

○社会福祉協議会は、学校や地域での福祉教育の機会や福祉学習プログラムを提供し、活動への支援に努めましょう。

○社会福祉協議会は、活動内容に応じた学習会の開催やボランティア講座などの充実に努めましょう。

○社会福祉協議会は、市行政と連携し、先駆的な住民活動の紹介や活動の推進・啓発を行いましょ。

■アンケート調査やワークショップからの意見

子ども、高齢者、障害者などに対し、心ある福祉活動が求められる時代です。各地域にリーダーを養成し、その養成課程において、人の心を知る研修などをしていただければ市民が住んでいたい街に近づけると思います。物が溢れ、心が置き去りにされた時代に、灯りをともせるリーダーの養成を強く望みます。

福祉を充実させるには人材を育てること、活動しやすい環境を整えること、育った人材はまた人を育てます。

ふれあい・交流をコーディネートする人材の養成。

ワークショップのような話し合いの場を、最低月1回はもつ。

地域のことは地域で考える社会づくりが必要と思う。

住みよいまちづくりのために研修を数多く行うことが必要。

(5) 社会福祉協議会との連携を強化する

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な機関です。

市民アンケートからは、20歳代では社会福祉協議会の認知度が低く、およそ7割が「知らない」としています。また、社会福祉協議会の活動内容まで「知っている」とする人は、およそ4分の1にすぎません。

社会福祉協議会は、地域団体やボランティア団体等と行政とのつなぎ機能を担うことが期待されます。

そのため、市行政は社会福祉協議会との連携を強化し、住民の地域福祉活動が活発に行われるよう支援します。

■主要な取り組み

1 社会福祉協議会が行う地域福祉活動の支援を促進します。

- 社会福祉協議会の周知
- 地域の福祉力の育成・福祉人材の発掘・育成、福祉学習の場づくり等
- 地域住民の地域福祉活動、小地域ネットワーク活動などの支援
- ボランティアセンター機能の充実

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

○市民は、社会福祉協議会やその活動に関心を持つとともに、一体となって地域福祉活動を進めましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

社協の行事が住民に知られていない。

基本目標3 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために

(1) SOSを見逃さない仕組みをつくる

児童虐待によるいたましい事件がマスコミで取り上げられることが多くなっています。また、児童の人権侵害への対応は、いじめや不登校などの問題もあります。

本市においては高齢者の虐待に関する相談等が増加しています。高齢化の進行と平均寿命の伸長により、75歳以上の後期高齢者が増加し、今後、認知症高齢者の増加も予想され、高齢者の虐待問題への対応も一層重要となっています。

また、ひとり暮らしや夫婦のみ等高齢者世帯が増加し、緊急の対応が必要な場合や、引きこもり高齢者や要援護高齢者の増加も見込まれます。

さらに、配偶者や恋人等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する人権侵害など、人権侵害も様々なものがあります。

これらは、家庭の中のこととして、かわりを避ける風潮がありますが、心身に深い傷を負わせるこれらの行為は、基本的人権の侵害でもあり、行政と地域が一体となって根絶する必要があります。

そのため、地域の中で支援が必要な人の発見、見守り、相談等、地域住民、団体や機関等との連携を強化し、SOSを見逃さない仕組みの構築を進めます。

また、地域での見守りを地域団体等が実施する場合、個人情報の保護の問題があり、個人情報の適切な取り扱いに努めます。

■主要な取り組み

- 1 民生委員・児童委員、地区福祉委員会等地域団体や関係機関との連携を強化し、支援が必要な人の把握・発見等見守りや支援体制の充実を図ります。
 - 健診未受診家庭見守り事業（児童虐待発生予防システム構築事業）の推進
 - 泉南市要保護児童対策地域協議会（あゆみネット）活動の推進
 - 不登校児童・生徒の早期発見、早期対応等教育支援センター事業の充実
 - ひとり暮らし等高齢者の実態把握の推進
 - 高齢者虐待防止連絡会議の設置
 - 徘徊高齢者の見守りネットワークの確立
- 2 地域で支援が必要なときに相談にのれる体制づくりや、虐待・暴力等の人権侵害を発見した場合は通報義務があることなどの啓発を進めます。
 - 母子手帳発行時のお助けダイヤルの配布
 - 「子どもの人権110番」等子どものための電話相談の情報提供
 - 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」等についての周知や通告、通報の義務についての

啓発

- 認知症に対する理解啓発
- 認知症相談の充実

3 支援が必要な人を把握し、適切な対応を図るとき、個人情報の保護と関係機関や関係団体等との連携体制の確立を図ります。

- 市職員に対する個人情報の適正な取り扱いの徹底
- 個人情報保護についての適切な理解・認識の啓発と関係機関や関係団体等との運用についての検討

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

○市民は、様々な人権侵害の防止に関する法律について理解し、「人権侵害は見過ごさない」という意識を高めましょう。

○配偶者や配偶者であった者や恋人などから身体に対する暴力を受けている人を発見した場合には、市役所や警察に通報するよう努めましょう。また、医師や看護師など医療関係者は、虐待を受けている本人の意思を尊重しながら、通報するようにしましょう。

○虐待を受けていると思われる児童を発見した場合は、速やかに市福祉事務所や大阪府岸和田子ども家庭センター、児童委員に通告しましょう。また、児童を発見しやすい立場の児童福祉施設等関係機関や関係者は、早期発見に努めましょう。

○高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合は、速やかに市に通報しましょう。また、介護保健施設や病院等高齢者虐待を発見しやすい立場の関係機関や関係者は、早期発見に努めましょう。

○福祉サービス等が必要な人で受けることなく困っている人の把握について、プライバシーの保護に十分配慮する中で、民生委員・児童委員をはじめ地区福祉委員等が連携、協力しましょう。

○市民は、認知症に対する理解・認識を深め、地域であたたかく見守るようにしましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

となりの人は何をする人ぞ、という時代です。そこに住んでいる一人ひとりがもっと隣近所の人を大切に、声かけ運動みたいなことをしながら親しみのある地域になればと思います。福祉、福祉というだけでなく、もっとその人の気持ちになって接していきたいです。

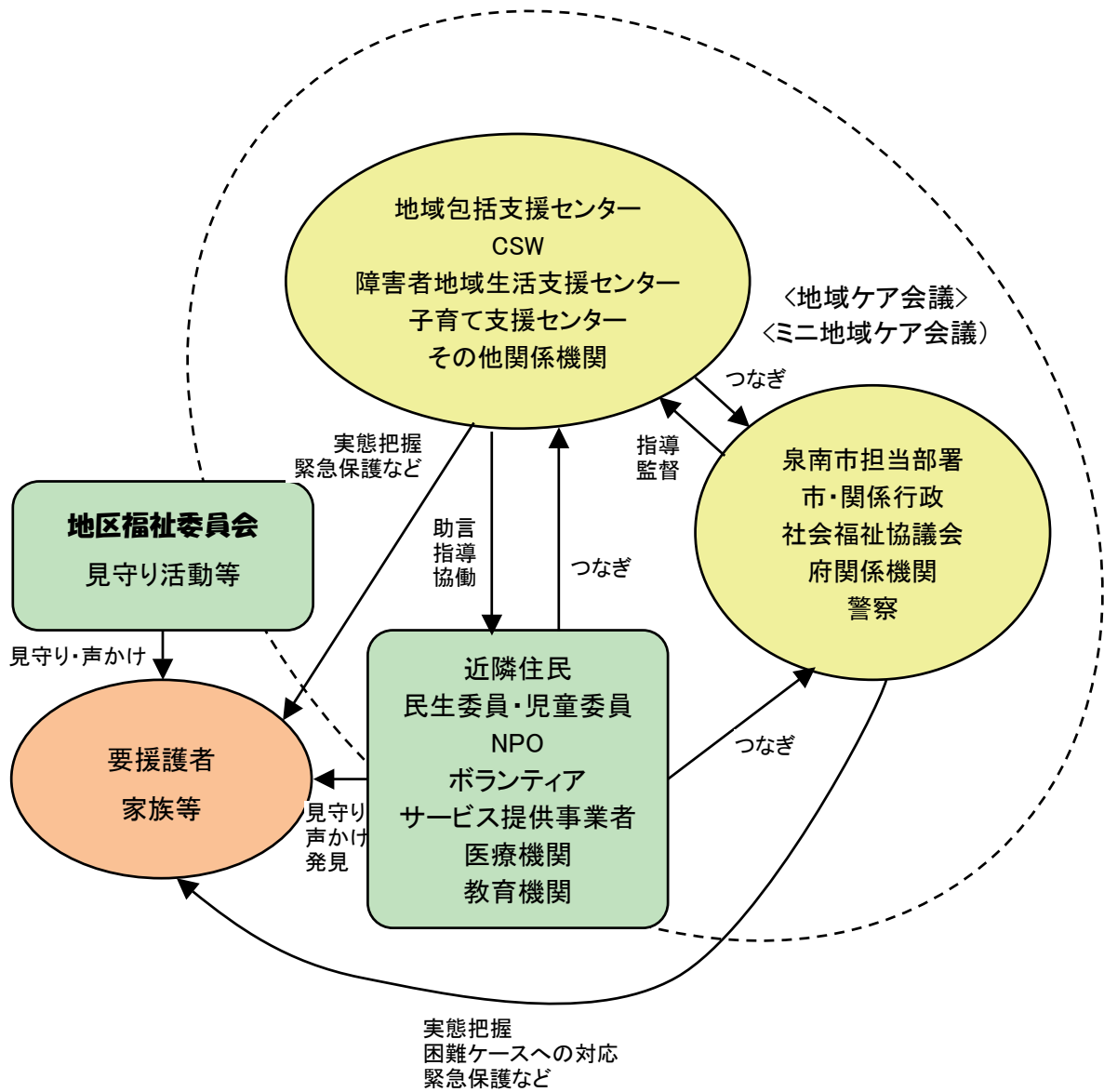
徘徊高齢者の発見等地域ネットワークの構築。

高齢者のみの世帯の把握が難しい。

福祉委員会や民生委員で高齢者世帯をくまなく把握する。

本当に困っている人に福祉が行き届いているのでしょうか。福祉の充実と言うけれど、自分から動かなければどのサービスも受けることが出来ません。本当に困っている人が自分から困っていると言える状況なり、把握しているのでしょうか。民生委員さんが地域を把握しているとは思えず、どうすれば良いのか分かりませんが、自己申告しなければ…というところを何とか改善して欲しいです。福祉サービスを受けているのは比較的軽い困っている人のような気がします。本当に困っている人に十分な福祉をと願います。

■要援護者の存在やニーズの発見・虐待の発見の仕組みづくり



(2) 総合相談支援体制をつくる

保健や福祉の課題は広範囲にわたり、関連する相談窓口も多く、住民は「どこで何の相談を受ければいいのかわからない」という思いが先に立ちます。

また、1回で適切に相談を受けられない場合、「何回も同じことを言いたくない」という思いは強いものがあります。

身近な地域で気軽に相談できる人や場があればいいという思いとともに、より専門的な相談や指導を受けたいという人など、相談も複雑・多様化しています。

いつでも、だれでも気軽に相談できる窓口が身近にあることにより、多くの問題解決が図られることもあります。

介護保険や障害者自立支援法に基づくサービスは、「利用者本位のサービス提供」が求められ、住民が認定やサービス利用の手続き、制度に関する事など、できる限り身近で相談できる環境づくりが必要です。

そのため、生涯にわたっていつでも、なんでも相談ができる体制の整備に努めます。

また、支援を必要とする高齢者等が適切な支援を受けられるように、地域包括支援センターと民生委員・児童委員や老人クラブ会長、福祉委員、薬局、司法書士、地域住民等で構成する担当地区ケア会議の開催を行います。

さらに、関係機関や団体との連携を強化し、家庭や福祉施設等での虐待、暴力等の被害者の保護や救済等支援に努めます。

■主要な取り組み

1 市役所や関係機関等では様々な相談窓口がありますが、市民が必要なときに相談が受けられるように、各種相談窓口の周知と窓口一覧の作成を進めます。

- 子ども関係・・・子ども相談、地域子育て支援センター・保育所・幼稚園での子育て相談、母子相談、育児相談、教育相談、進路選択支援事業、中学校でのスクールカウンセラーによる相談
- 人権関係・・・人権ケースワーク事業、人権擁護委員による人権相談
- 女性関係・・・女性相談、女性のための電話相談
- 高齢者関係・・・地域包括支援センターにおける総合相談
- 障害のある人の関係・・・障害者相談支援センター、障害者就業・生活支援ステップアップ事業
- 全般・・・健康相談、市民相談、行政相談、労働相談、法律相談、消費者相談、地域就労支援事業、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による総合相談、人権ふれあいセンターにおける総合生活相談
- 社会福祉協議会での心配ごと相談所事業の促進

- 2 身近な地域で気軽に相談できるように、相談体制の充実を図ります。
 - 地域での相談員の活動の促進・・・ほっと介護相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員
 - 地域団体等の活動の促進・・・民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の促進
 - 社会福祉協議会、CSW、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア等との連携による身近な相談体制づくりの推進
- 3 専門的な相談等にも対応できるように、身近な地域の相談窓口と市、専門機関等の連携による総合相談や支援体制の確立を図ります。
 - 地域包括支援センター、地域子育て支援センター、保健センター、障害者地域活動支援センター等と福祉施設、医療機関等の専門機関、地域の身近な相談窓口との連携による総合相談支援体制づくりの推進
 - 介護や支援を必要とする高齢者や障害のある人の包括的なケアシステムの確立
 - 虐待を受けている子どもや高齢者の保護等関係機関との連携による体制整備
 - 大阪府や近隣自治体、民間シェルター等との連携による、配偶者等からの暴力被害女性の保護等支援体制の整備
- 4 障害のある人や外国人等が、適切に相談を受けることができるように、コミュニケーション支援の充実を図ります。
 - 障害のある人や外国人などとのコミュニケーションができる窓口職員の充実
 - 障害のある人や外国人などとのコミュニケーションを支援する人づくり

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- 市民は、広報紙やホームページの情報を利用し、福祉サービスについての知識を身につけるとともに、相談窓口へつなぐネットワークの一員としての役割を担いましょう。
- 民生委員・児童委員等地域団体や相談ボランティアは、身近な生活の問題や困ったことの相談に対応できるよう、知識を深めるとともに、行政や専門的な相談機関との連携を図りましょう。
- サービス提供事業者は、サービス利用者だけでなく、地域住民や地域団体からの相談に応じるようにしましょう。
- 社会福祉協議会は、相談機能や他のサービス提供事業者との調整役の機能を強化しましょう。
- 相談機能を果たす団体や機関、個人等は、相談者の個人情報の保護に留意しましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

「とにかく決まっていることですから」と言わず、その時々で適切に判断していただきたい。何事も役所関係の方はすぐに口癖のおっしゃいます。もう少し相手の身になって考えてください。

福祉の相談する場所を市役所だけではなく、広い泉南市なので高齢者の方が多くいる地域などに出張所みたいなものを作っていたら、もっと相談しに行ける人が増えると思います。

困ったときにすぐ相談できる人がいればよい。

(3) 必要な情報を入手しやすい仕組みをつくる

必要なときに必要な福祉サービス等の情報が入手しやすいことや、適切な福祉サービスが選択しやすいことが求められています。

また、障害のある人や高齢者、外国人などが、わかりやすい表記であったり、わかりやすい方法で情報が入手できることが必要です。

平成18年度は、改正介護保険制度の施行や障害者自立支援法の2段階による施行など制度が大きく変わり、内容について周知を徹底する必要があります。

そのため、生涯にわたっていつでも、必要な情報が入手できる体制の整備に努めるとともに、制度やサービス内容、利用要件等について、身近な地域での出前講座などによる周知に努めます。

■主要な取り組み

- 1 市民が必要な情報を入手しやすいように、各種媒体を活用した情報提供を推進します。
 - 広報せんなんの発行
 - 声の広報テープの貸し出し
 - テレホンサービスの運営
 - ホームページの運営
 - 広報掲示板の作成
 - 電光掲示板の運営
 - ケーブルテレビ地域情報番組の作成
 - 報道機関の活用
 - メール配信システムの運用
- 2 市民が生涯各期に応じて必要な情報が入手しやすいように、健康や福祉等の制度・サービスの周知を図ります。
 - 年間行事予定表の配布、ホームページの活用、保健センターや担当窓口でのパンフレット等の作成・配布
 - 民生委員・児童委員をはじめ各種相談員の相談活動を通しての情報提供
 - 子育て関連、保健・福祉、教育、高齢者、障害のある人など対象者別や生涯各期別などわかりやすいサービス情報の提供
 - サービス提供事業者情報の提供の促進
 - 制度やサービスに関する出前講座の開催
 - 行政情報ネットワーク整備事業
- 3 個人情報の保護の推進と市民が必要とする情報の公開の推進を図ります。
 - 市職員に対する個人情報の適正な取り扱いの徹底
 - 情報公開制度の推進
- 4 障害のある人や外国人等が利用しやすいように情報提供に配慮します。
 - 障害のある人や高齢者、外国人などに配慮した表記や方法による提供

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- 市民は、様々な福祉サービス等に関する理解を深めるため、広報紙やパンフレット等に目を通しましょう。
- 民生委員・児童委員をはじめ様々な相談員等は、福祉サービスや保健サービス、相談窓口、専門的な相談機関等に対する理解を深め、地域で必要とする人に情報提供できるようにしましょう。
- 市民は、障害のある人や外国人が身近な地域でも福祉サービス等に関する情報が得られるように、手話や外国語によるコミュニケーション支援ボランティアに取り組みましょう。
- サービス提供事業者は、わかりやすい事業内容の提供やサービスの自己評価の開示に取り組みましょう。
- 社会福祉協議会は、市行政をはじめサービス提供事業者、当事者団体、地域団体等と連携し、福祉サービスに関する情報の周知を図るとともに、広報紙やホームページなどの情報提供の充実に努めましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

泉南市に住み始めて数年が経ちますが、仕事で家を空けることが多く、近所づきあいがほとんどないので、広報での情報だけが頼りです。もう少し見やすい広報を作っていただければ幸いです。

ホームページ等はパソコンがないので見ることができません。ケーブルテレビも市全体としては充実できていないように思います。知りあいの情報をもっと手軽に得られるように、また機械などに弱くても利用しやすいように、何かよい方法を考えていただけたらと思います。

困っていても福祉を受けることができない住民がいると思う。方法がわかりにくい。市に自分から行って申し込みをしなければならないなど。市の組織だけでは無理があり、市民全体で取り組みすべきである。市民が自分の出来ることをすべきであり、出来ることを考える必要がある。

泉南市に引越ししてきて数か月しか暮らしておりませんが、市ではどのような活動をされているのかわからないように感じております。情報等もそうですが、毎月の広報は隔々まで読んでいます。これで情報を得ております。自治会もすぐ入会いたしましたが回覧も今まで一度も無く、自治会そのものの活動もよくわかりません。以前の所は地域での助けあいや防犯等、回覧で注意等回されて、活動内容も見えていました。予算などもあるので、やはり一人ひとりの住民の意識向上が必要なので、こまめに情報はほしいですね。

掲示板の充実。

公園、行事などをすべてまとめて子どもまでわかる一冊の情報誌にしてほしい。

福祉サービス等についての丁寧な説明を（出前で）。

(4) 福祉サービス利用者の権利を守る

認知症や障害があっても、適切なサービスを利用して、安心して地域や住み慣れた居宅で生活できるようにすることが必要です。

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度については、まだまだ知られていませんが、ひとり暮らし高齢者の増加等に伴い、地域福祉権利擁護事業について利用相談が増加しています。また、認知症高齢者の増加が予測される中で、成年後見制度の利用支援の充実を図る必要があります。

そのため、サービス利用者の権利を擁護するための取り組みの充実に努めます。

■主要な取り組み

- 1 認知症高齢者や知的障害のある人など、理解が不十分な人がサービスを適切に利用できるよう、また、財産管理などを行えるよう、権利擁護を推進します。
 - 社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の推進
 - 成年後見制度や任意後見制度の周知と利用促進
 - 地域包括支援センターにおける権利擁護に関する相談の充実
 - 介護給付費の通知
 - 民生委員・児童委員や福祉ボランティア等に対する地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に関する研修
- 2 サービス等に対する苦情への対応の充実を図ります。
 - 福祉関係各課、社会福祉施設、サービス提供事業者等との連携による苦情相談対応の充実
 - 地域包括支援センター等における苦情対応の充実
 - 大阪府等関係機関との連携による苦情対応の充実

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- 社会福祉協議会は、地域福祉権利擁護事業の相談支援体制を充実するとともに、市民に対する周知を図りましょう。
- 社会福祉協議会は、市行政と連携し、地域包括支援センターにおける権利擁護相談や成年後見制度の利用支援等体制の充実に努めましょう。

(5) 福祉サービス等の充実と質の向上を図る

施設・病院から地域・居宅への流れの中で、支援や介護を必要とする状態になっても安心して生活できる居宅での福祉サービス等の充実が求められています。

特に住み慣れた地域での生活を支援するため、地域密着型のサービスの充実に努めます。

また、サービスを必要とする人の多様なニーズへの対応や、生涯にわたって安心して生活できるようにするため、公的サービスのみならず、NPOやボランティアなどの活動の促進を図ります。

■主要な取り組み

- 1 市民が必要なときに適切なサービスを受けられるように、サービスの充実を図ります。
 - 保育サービスの充実
 - 子育て支援サービスの充実・・・ファミリーサポートセンター事業、子育てサークルの育成支援
 - 介護予防事業や健康づくり事業の推進
 - 介護サービスや地域支援事業の充実
 - 高齢者の自立・生活支援のためのサービスや家族介護者への支援
 - 認知症高齢者に対する支援
 - 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実
 - 自立支援医療や補装具の支給
- 2 サービス利用者が人権に配慮したサービスや効果的、適切なサービスを受けられることができるように、サービスの質の向上を図ります。
 - サービスや提供従事者の質の向上を図るための、事業者連絡会を通しての研修会の働きかけや自己評価システムの導入の働きかけ
 - 事業者に対する指導・助言、立入り調査権の効果的な行使
 - サービス等に対する苦情への対応の充実
 - サービスの評価システムの検討・・・保育所・幼稚園、介護サービス、障害福祉サービス等
- 3 公的なサービスでは対応しにくいようなサービスや時間的・量的に不十分なサービス、多様なニーズへの対応等について、民間活力の活用を図ります。
 - 出前宅配制度等運営支援
 - 福祉サービス等に関するNPO活動の育成・支援

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

○地域の中で、生活上のささいな問題に気軽に対応してくれる住民同士の助けあい組織について、検討しましょう。

- サービス提供事業者は、従事者の研修を行うなど、質の向上に積極的に取り組みましょう。
- サービス提供事業者は、行政サービスやボランティア団体等の取り組みについて熟知し、利用者にも助言できるように努めましょう。また、支援が困難なケースについても市行政や関係機関と協議し、解決策が実現するための役割を担いましょう。
- 社会福祉協議会は、地域福祉を進めるコーディネーター役として、事業者の連携を支援しましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

市民が安心できる総合的な病院の充実をお願いしたいと思います。子どものことでは保育所、幼稚園の数が少ないと感じています。

保健センターの検診も、長時間待つことのないように予約をお願いしたい。

障害をもった子どもたちの学校から帰ってきてから、または夏休みなどの長期の休みにつきましても、もう少し何か手立てがあれば助かるとの思いがあります。支援費制度の利用には限界がありますので、子育ての終わられた方で見守り等のお手伝いをしていただけのならば、短時間でも買い物に行くことができたり用事を済ますことができるので、どんなに助かるかしれません。

保健センターでの健診に忙しくて参加したくてもできない人のために、有料でもいいからできるだけ低料金で自宅でできる健診があってもいいのでは。コンビニで受付しているような。また、一定料金で近くの診療所で受けることができるなど。なかなか休みがとれない人のために。同じように子どもの予防接種もこの日というのではなく、例えば3種混合は近医で所定の用紙で受けることが可能など、そうすると体調のよい日をねらっていけるので助かります。

基本目標4 安心して快適に暮らせる環境をつくるために

(1) 災害時の備えや防犯のための地域連携を進める

高齢者世帯などで悪質リフォームや振り込め詐欺等の消費者被害がマスコミをにぎわしています。また、子どもの連れ去りなど子どもの安全を脅かす事件もみられます。

アンケート調査から、日ごろ感じている悩みや不安について、健康や病気のことについて地震や火事などの災害があげられ、子どもや妊婦、病気の人、障害のある人、高齢者、外国人などの自己防衛能力やコミュニケーション能力の弱い、いわゆる災害時要援護者への対応が必要です。

そのため、地域での犯罪を防止するとともに、身近に生じた事件や事故等に速やかに対応できるように、地域での防犯体制づくりを進めます。

また、地震などの災害時にも、障害のある人やひとり暮らし高齢者、外国人などが安全に避難でき、安否確認が行えるように、地域での防災体制づくり、避難所の周知、防災訓練等を進めます。

■主要な取り組み

- 1 高齢者が被害者となりやすい住宅リフォームなど悪質商法や振り込め詐欺等に関する情報の提供を進めるとともに、子どもの連れ去り等を防止するため、PTAや学校、地域団体等と連携し防犯活動を促進します。
 - 消費者啓発の推進・・・消費者講座の開催、消費者啓発記事の広報掲載、消費者啓発リーフレットの作成
 - 消費生活相談の推進
 - 地域の防犯関連団体の活動支援や防犯啓発の推進
 - 子ども安全110番の旗事業の推進
 - 地域での安全パトロール等見守り体制づくりの推進
 - 不審者情報の発信
 - 防犯灯の整備や玄関灯・門灯の点灯による照明の明るいまちづくりの推進
- 2 地域団体等と連携し、ひとり暮らし高齢者や障害のある人などが、災害時にも避難できるような体制づくりを進めるとともに、地域での防災訓練や避難訓練等防災活動を促進します。
 - 防災マップの作成や情報提供
 - 防災用広報システム整備事業の推進
 - ◆防災情報充実強化事業の推進
 - 被災者援助事業の推進
 - 自主防災組織の結成促進、避難訓練等の実施促進
 - 災害時の要援護者情報の整備と活用
 - 災害ボランティアの育成

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- 地域から子どもの連れ去りなどの犯罪を防止するため、地域住民や地域団体等により防犯パトロールなどを進めましょう。
- 市民は、高齢者に対する悪質商法や振込み詐欺などについて、情報を得るとともに、市が行う出前講座などに参加しましょう。
- 市民は、痴漢などの犯罪を防止するため、家の玄関灯や門灯をつけるように努め、照明の明るいまちづくりに協力しましょう。
- 地域では自主防災組織を作り、高齢者や障害のある人、外国人なども一緒に防災訓練を行うようにしましょう。
- 区・自治会では、地域に住むひとり暮らし高齢者や障害のある人などを把握し、災害時の避難や安否確認についてどのようにするのか、どのような支援が必要なのかなど、当事者の意見を聞き、みんなで話しあいましょう。
- 市民は、応急手当法等の知識や防災知識を習得するとともに、災害時に迅速な行動がとれるよう、避難路や避難か所について把握しておきましょう。
- 介護保険施設や障害者福祉施設等は、利用者の避難訓練や防火・防災訓練に努めましょう。
- 社会福祉協議会は、市行政と連携して、防災ボランティアや防災リーダーの育成に努めましょう。
- 社会福祉協議会は、市行政と連携し、災害時に支援を必要とする人の相談や支援体制の充実に努めましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

連れ去りなどが多発しているらしいので、地域ぐるみで子どもを守っていけるような体制を確立して欲しいと思う。

子ども110番の家は、子どもが避難しやすい家にする。

子どもたちを守るために、地域全体で取り組めることを話しあう場をつくる。

暗くて寂しい路地に街灯をつける。

各戸の門灯をけちらすつけない。

子どもたちにとっての危険か所のマップの作成・配布

高齢者、障害者の把握と避難救助の連携。

防災。地域全体に放送できる設備が欲しい。近所の助けあいを目指して。今も班があるがなかなか繋がりが難しい。広い範囲のせいもある。小さい班の再編成と住民の意識を高める学習会、そしてそれが実行できる些細な活動を企画して欲しい。意識のばらつきがある中でなかなか声を出しにくい。班同士は集まるが班集会がないので班集会等も企画できたらと思う。そういう意識を持つための企画を市としてまずお願いしたい。まずは災害時に向けて日頃から備えておくこと、心構え、そして起こったときの避難場所、対応の仕方などの学習会を、できれば小規模な集まりの学習の場、確認の場を設けて欲しい。それで地域の住民の集まりを持ち、それをきっかけにまた次のものを計画していけたらいいと思う。具体的に地域がつながるきっかけとなる企画を市の方からまず出してくれるとうれしい。ぜひお願いしたい。今、地震、津波が一番の話題であり、地域のつながりも重要になるので。

防災訓練の実施、災害発生情報や安否確認の連絡体制。避難場所の周知。

安心ネットを知らない人が多いと思うので、もっと市民にアピールを。

(2) 安全な道路・交通環境づくりを進める

障害のある人や高齢者などで、移動手段を選択できずに、通院や買い物、公共機関への用務が困難な人がいます。

また、妊婦や子どもなどにとっても安心して外出できる環境が求められています。

さらに、物理的なバリアを除くだけではなく、車椅子で通行中に困っている人や目が不自由な人を見かけたら、支援の手をさしのべるなど、心のバリアフリー化が求められます。

そのため、道路改修や交通安全施設の計画的な整備を進めるとともに、障害のある人や高齢者が利用しやすい移動手段の充実、移動支援の充実に努めます。

また、あたたかな支援の手を何気なく差し出せるように、人権意識や福祉意識の高揚を図ります。

■主要な取り組み

- 1 だれもが交通事故にあわないように、計画的に交通安全対策を推進します。
 - 計画的な歩道等の整備
 - 計画的な交通安全施設の整備
 - 交通安全対策事業の推進・・・交通安全教室及び交通安全運転者講習会の開催、交通安全運動の促進、放置自転車対策の推進
 - 交通マナーの遵守や歩道への不法駐車・不法駐輪等防止についての啓発の推進
 - 目や足の不自由な人への移動支援についての理解啓発の推進
- 2 だれもが移動や外出等に際して、利便性・快適性の確保が得られるように公共交通や道路等の整備・充実に努めます
 - 和泉砂川駅周辺地区の整備推進
 - 泉南市コミュニティバス運行事業の推進・・・利用しやすいバスシステムの構築の検討
 - 障害のある人の移動支援の充実

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- だれでも、障害のある人や高齢者などが段差や坂道、駅などで困っているときには、手を差し伸べましょう。
- 運転者は、通行中の子どもや障害のある人、高齢者などに配慮した運転に心がけましょう。
- 地域住民や地域団体等は、交通安全教室に参加し、自転車の乗り方や歩行上の注意点を学習しましょう。
- 歩道では、不法駐車や不法駐輪、商品や看板のはみ出しなど、通行の妨げになる行為をなくしましょう。
- 市民は、障害のある人や高齢者などが日常の生活の利便性を確保できるように、移動支援ボランティア活動に参加しましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

路上駐車が多く、障害者（車椅子移動を含む）がリハビリウォーキングをしているのを見かけるが、歩道等にも駐車があり危険を感じる。

駅前の交通が非常に危険で便利が悪い。特に和泉砂川と新家。

歩道の確保、車道の道幅拡大など、道路整備をしていただきたい。溝に蓋や硬い網のようなものを取り付けて欲しい。夜街灯がついていない所もあり危険です。

歩道がベビーカーで歩きにくい（幅が狭い、電柱が邪魔、路面がガタガタ）。

コミュニティバス非常に助かっています。出来れば午前午後もう一本ずつ増やしていただければありがたいです。普通料金とっていただいて、増やしてもらえるのもいいと思います。

コミュニティバスは70歳以上も均一100円にしても良いから、もう少し便利よく利用できるように検討していただきたいです。

コミュニティバスの増便、路線、停留所の増設。

(3) 利用しやすい施設や住まいづくりを進める

障害のある人や高齢者、子どもなどに配慮し、だれもが利用しやすい施設づくりが求められています。不特定多数の人が利用する公共施設のみならず、民間の不特定かつ多数の人が利用する施設についても利用しやすいように整備を働きかける必要があります。

また、障害や加齢に伴う機能低下があっても、利用しやすく快適に暮らせる住まいづくりが求められています。

最近では、バリアをなくすということをさらに推し進め、だれもが使いやすいように、あるいはだれもが生活しやすい社会とするため、ユニバーサルデザインという考え方が導入されるようになっていきます。

そのため、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設の改善等に際してはバリアフリー化を進めるとともに、民間の不特定かつ多数の人が利用する施設に対しては、条例の周知に努めます。

■主要な取り組み

- 1 障害のある人や高齢者、子どもなどだれもが利用しやすいように、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき公共・公益施設の整備を推進します。
 - 公共施設のバリアフリー化等計画的改修の推進
 - 学校施設等の耐震化、バリアフリー化の推進
 - 民間の不特定かつ多数の人が利用する施設への「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知
 - ユニバーサルデザインについての理念の普及・啓発
- 2 障害のある人や高齢者などが住みやすいように住宅の改良等住環境整備を推進します。
 - 障害のある人や要援護高齢者等に対する住宅改修の推進
 - 公営住宅のバリアフリー化の推進

■地域（市民・団体・事業者等）での取り組み

- 民間の不特定かつ多数の人が利用する施設について、整備・改善に際しては、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、だれもが利用しやすい施設・設備づくりに努めましょう。
- 市民は、高齢期を見通して、生活しやすい住宅づくりを心がけましょう。
- 市民は、悪質な住宅リフォーム業者からの被害を防止するため、一般的な改修費用について情報を得るとともに、市役所や泉南市社会福祉協議会などに相談しましょう。

■アンケート調査やワークショップからの意見

駅に行き大阪へ出たいのですが階段があり
駅員さんに対して頼むのは気を使います。エ
レベーターとは言いませんが、せめて大阪行
きのホームへ行ける方法を考えていただき
たいです。

公民館に洋式トイレを。

障害者が安心して利用できる民間のスポー
ツ施設やレストランなどを増やす。